



沼津労働基準監督署発表
令和7年11月28日

沼津労働基準監督署
署長 石井 耕造
安全衛生課長 長谷川 渉
電話 055-933-5830

労災事故多発、年末年始に向け取組み強化

～死傷者数368人、前年同月比2人増加～

令和7年10月31日現在における管内の休業4日以上死傷者数が368人と前年同時期（366人）に比べ2人増加しています。また、死亡者数は3人となっています。

沼津労働基準監督署（署長 石井 耕造（いしい こうぞう））は、12月1日から始まる「令和7年度 静岡年末年始無災害運動」に合わせ、管内の事業場に対し労働災害防止活動の取り組み強化を働き掛けるとともに、パトロールや指導を強化していきます。

1. 労働災害の発生状況（新型コロナウイルスによるものは除く）

令和7年10月31日現在（令和7年1月1日から10月31日）における沼津労働基準監督署管内（沼津市、裾野市、御殿場市、清水町、長泉町、小山町）における休業4日以上労働災害発生状況は以下のとおりです。

（1）業種別死傷災害発生状況

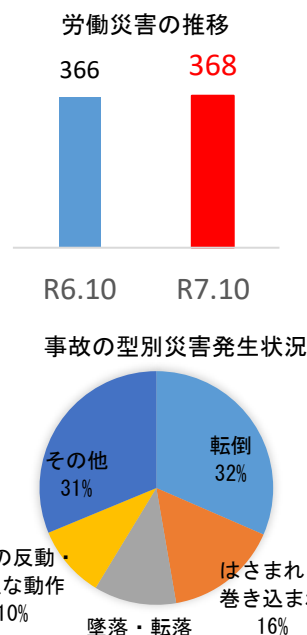
- ・全業種の死傷者数は368人（前年同月比2人増）
- ・製造業の死傷者数は94人（前年同月と同等）
- ・建設業の死傷者数は42人（前年同月比5人増）
- ・運輸交通業の死傷者数は37人（前年同月比13人減）
- ・商業の死傷者数は50人（前年同月比4人減）
- ・保健衛生業の死傷者数は49人（前年同月比11人増）

（2）業種別死亡災害発生状況

- ・全業種の死亡者数は3人（前年同月と同等）
- ・建設業の死亡者数は3人（前年同月比3人増）

（3）事故の型別死傷災害発生状況

- ・転倒による死傷者数は116人（前年同月比18人増）
- ・はさまれ、巻き込まれによる死傷者数は58人（前年同月比3人増）
- ・墜落、転落による死傷者数は42人（前年同月比13人減）
- ・動作の反動、無理な動作による死傷者数は37人（前年同月比15人減）



2. 令和7年度 静岡年末年始無災害運動について

令和7年度 静岡年末年始無災害運動は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように、慌ただしい時期だからこそ基本的観点に立ち返り、労働災害防止対策を推進していくことを目的としています。

(1) 期間 令和7年12月1日（月）から令和8年1月15日（木）まで

(2) スローガン

『 みんなで摘み取るリスクの芽
笑顔で迎える明るい正月 』

(3) 各事業場で取り組んでいただきたい事項

- ・ 「静岡労働局ぬかづけ運動」に基づく転倒災害の防止
- ・ 墜落・転落危険箇所の把握と災害防止措置の徹底
- ・ はさまれ・巻き込まれ災害防止のための機械設備等の総点検と整備
- ・ 経営トップの参加の下に、職場の安全衛生パトロールを実施する等、職場内における安全衛生活動の総点検の実施
- ・ 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底
- ・ 非定常作業（機械設備等の清掃・点検・補修など）における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- ・ 年末の交通安全県民運動（12月15日～12月31日）の推進、交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進

3. 労働災害の削減に向けて

沼津労働基準監督署では、第14次労働災害防止計画に基づき、次の3点を最重要課題として労働災害の削減に取り組んでおります。

(1) 建設業における死亡災害の撲滅

建設業においてはリスクアセスメントの結果に基づく適切な災害防止措置の実施とエイジフレンドリーガイドラインに基づく取り組みの定着を図って行きます。

(2) 転倒災害の増加傾向への歯止め

管内で最も多く発生している転倒災害を防止するため、4S活動の徹底、危険の見える化の推進、転倒予防体操の励行を事業場に働きかけるとともに、「静岡労働局ぬかづけ運動」の普及啓発を引き続き行っていきます。

(3) 外国人労働者の労働災害の減少

経済や社会のグローバル化を背景に、外国人労働者の労働災害による労働災害は増加傾向にあります。外国人労働者には本人が理解できる安全衛生教育の実施、危険の見える化の推進を図って行きます。

添付資料

- ・ 資料1 「令和7年10月分 死傷病報告受理状況」及び「死亡災害発生状況」
- ・ 資料2 「令和7年度 静岡年末年始無災害運動実施要領」
- ・ 資料3 「静岡労働局ぬかづけ運動」
- ・ 資料4 「第14次労働災害防止計画の概要」

沼津労働基準監督署

令和7年10月分 死傷病報告受理状況

2025年10月31日現在

号別	業 種	10月	年累計		前年比
			7年	6年	
1	食 料 品	6	33	27	6
	(内水産食料品)	1	6	3	3
	織 維				
	衣 服				
	木 材・木 製 品	1	4	1	3
	家 具 装 備 品			1	-1
	パ ル プ・紙		3	5	-2
	印 刷・製 本		1		1
	化 学	2	7	9	-2
	窯 業・土 石			2	-2
	鉄 鋼				
	非 鉄 金 属	1	4	2	2
	金 属		8	20	-12
	一 般 機 械		14①	7	7
	電 気 機 械	2	13	7	6
	輸 送 用 機 械	1	3	7	-4
	電 気 ガ ス 水 道			1	-1
	その他の製造業	1	4	5	-1
	小 計	14	94①	94	
2	鉱 業			1	-1
3	土 木 工 事		① 14	10	4
	建 築 工 事	5	② 15	20	-5
	木 造 建 築 工 事	1	6	1	5
	その他の建設工事	3	7	6	1
	小 計	9③	42	37	5
4	鉄 道 等				
	道 路 旅 客			3	-3
	道 路 貨 物	4	37	47	-10
	その他の運輸交通				
	小 計	4	37	50	-13
5	陸上貨物取扱い			4	-4
	港 湾 運 送			1	-1
	小 計			5	-5
6	農 業			1	-1
	林 業	1	5	4	1
	小 計	1	5	5	

号別	業 種	10月	年累計		前年比
			7年	6年	
7	水 産・畜 産	1	4		4
8	卸 売 業	3	7	16	-9
	小 売 業	12	37	33	4
	理 美 容 業		1	1	
	その他の商業		5	4	1
	小 計	15	50	54	-4
9	金 融・広 告 業		3	3	
10	映 画・演 劇 業				
11	通 信 業	1	10	8	2
12	教 育・研 究 業	1	5	5	
13	医 療 保 健 業	4	17	10	7
	社会福祉施設	8	32	27	5
	その他の保健衛生業			1	-1
	小 計	12	49	38	11
14	旅 館 業	2	14	5	9
	飲 食 店	2	12	15	-3
	ゴ ル フ 場	1	7	11	-4
	その他の接客娯楽業		4	4	
	小 計	5	37	35	2
15	ビ ル メンテナンス	1	7①	9	-2
	その他の清掃・と畜事	1	7	8	-1
	小 計	2	14①	17	-3
16	官 公 署		1		1
17	その他の事業	1	17	14	3
	派遣業（件数外）	3	22①	25	-3
	総 合 計	66③	368②	366	2
新型コロナウイルス（件数外）※			14	45	-31

※新型コロナウイルス感染症によるもの（件数外）

木 工 機 械 に よ る 災 害	10月	年累計		前年比
		7年	6年	
丸 の こ 盤	1	3	2	1
帯 の こ 盤				
か ん な 盤				
そ の 他		4	3	1
合 計	1	7	5	2

フォークリフト災害	10月	年累計		前年比
		7年	6年	
製 造 業	1	4		4
運 輸 業		1	3	-2
そ の 他 の 業 種		2	1	1
合 計	1	7	4	3

転 倒 災 害	10月	年累計		前年比
		7年	6年	
	21	116	98	18

プ レ ス 機 械 に よ る 災 害	10月	年累計		前年比
		7年	6年	
金 属			1	-1
一 般 機 械			① 1	-1
電 気 機 械				
輸 送 用 機 械				
そ の 他 の 業 種				
合 計			① 2	-2

○内の数字は死亡件数で内数

死亡災害発生状況

令和 7 年

2025年10月31日現在

No	発 生 月 発 生 時 間	業 種 規 模	事 故 の 型 起 因 物	発 生 状 況
1	2 月 14時～15時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 足場	個人宅の外壁、屋根の塗装工事を行う建設現場において、屋根の塗装作業を行っていた被災者が高さ 6 mの足場西面から道路上に墜落し、死亡した。墜落位置等から被災者は足場の外部を墜落したと推定される。目撃者はおらず、共同作業員 2 名は外壁南面でコーキング材の注入作業に従事していた。
2	3 月 11時～12時	土木工事業 10人未満	崩壊、倒壊 その他の材料	護岸工事に使用する小口止工（コンクリート擁壁）の一部型枠部材を取り外し、取り外した部材を被災者が小口止工に背を向けて拾い集めていた際に倒れ被災者に激突した。
3	3 月 14時～15時	建築工事業 10～29人	崩壊、倒壊 建築物・構築物	ホテル解体現場にて解体用つかみ機の監視作業を行っていた被災者が、解体していた小屋のブロック壁に近づいたときに、当該壁の上部が崩れ、被災者に激突した。

令和 6 年

No	発 生 月 発 生 時 間	業 種 規 模	事 故 の 型 起 因 物	発 生 状 況
1	2 月 1 6 時～1 7 時	一般機械器具製造業 3 00人以上	激突され プレス機械	派遣労働者である被災者がタレットパンチプレスを用いて作業していた際、金属板がクランプされていない不具合が発生したため、テーブル付近で調整作業を行っていたところ、テーブルが動きだしキャリッジ端部のカバーが顔面右こめかみに激突し死亡したものの。
2	4 月 9 時～1 0 時	ビルメンテナンス業 100～299人	墜落、転落 その他の用具	地上 4 階建て建築物の窓清掃業務をロープ高所作業により行っていたところ、屋上塔屋の部材に緊結していたメインロープ及びライフラインが外れ、高さ約13メートルの位置から地上へ墜落したものの。
3	10月 13時～14時	林業 10～29人	激突され 立木等	国有林で伐木等の作業に従事していた被災者が、終業時刻になっても戻らないことから作業場所を探したところ、倒れた枯損木の下敷きになっているところを発見された。被災場所には伐倒後の切り株があり、根本から倒れた枯損木にはつるが巻き付いていた。発見時の被災者は背中に枯損木が覆い被さり、両膝を折り曲げ、座るような姿勢で、上半身はうつ伏せの状態であった。
4	12月 9 時～1 0 時	輸送用機械等製造業 100～299人	はさまれ、巻き込まれ その他の動力運搬機	表面処理装置の走行モーター付運搬装置が停止している旨の異常ランプが点灯していたため確認したところ、当該運搬装置と鉄骨柱との間に、胸部をはさまれた状態の被災者が発見された。被災者は一人で表面処理装置の給水配管の交換修繕作業を行っていた。

令和7年度 静岡年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

令和7年度静岡年末年始無災害運動は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように、慌ただしい時期だからこそ基本的観点に立ち返り、労働災害防止対策を推進していくことを目的としている。

静岡県内では労働災害により令和7年10月末現在で14人もの尊い命が失われている。このうち墜落、転落により死亡した労働者が6人、次いではさまれ、巻き込まれにより死亡した労働者が2人と昨年同様、この2つの事故の型を起因とした事故で多くの労働者の方々の命が失われている。

休業4日以上之死傷者数は10月末現在で3,447人と前年同期に比べ210人(9.4%)減少しており、新型コロナウイルス感染症によるものを除いても、48人(1.4%)減少している。転倒災害については、10月末現在の死傷者数は906人と前年同時期に比べ81人(9.8%)増加しており、全死傷者数の26%と多くを占めている。

このような状況の中、「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の災害防止を重点実施事項とし、以下の基本的観点に立ち「令和7年度静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することとする。

2 基本的観点

- いかなる時代にあろうとも、「労働災害は本来あってはならないもの」であり、労働災害防止は企業の社会的責任であること。
- 「安全最優先」の思想は先人の尊い犠牲によるものであり、「安全のルール」はその貴重な教訓であること。
- 一人の不安全行動は、他の人の不安全行動を招き、多数の災害を誘発するおそれがあること。
- 無事故の帰宅は、本人を取り巻くすべての人の当然かつ切なる願いであること。

3 スローガン

『みんなで摘み取るリスクの芽 笑顔で迎える明るい正月』

4 実施期間

令和7年12月1日から令和8年1月15日

5 主唱者

静岡労働局、管下各労働基準監督署、(公社)静岡県労働基準協会連合会、県下各労働基準協会、建設業労働災害防止協会静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部清水支部、(一社)日本ボイラ協会静岡支部、(一社)日本クレーン協会静岡支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会静岡県支部、(独)労働者健康安全機構静岡産業保健総合支援センター、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部

6 事業場が実施する重点実施事項

- (1) 「静岡労働局ぬかづけ運動」に基づく転倒災害の防止
- (2) 墜落・転落危険箇所の把握と災害防止措置の徹底
- (3) はさまれ・巻き込まれ災害防止のための機械設備等の総点検と整備

7 事業場が実施する共通対策

- (1) 経営トップの参加の下に、職場の安全衛生パトロールを実施する等、職場内における安全衛生活動の総点検の実施
- (2) 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底
- (3) 非定常作業（機械設備等の清掃・点検・補修など）における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- (4) 年末の交通安全県民運動（12月15日～12月31日）の推進、交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進
- (5) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター等の職場ごとでの掲示

8 各労働災害防止団体等が実施する事項

- (1) 会員事業場に対する本運動の趣旨の周知徹底
- (2) 安全衛生パトロールの実施等、会員事業場の自主的な安全活動の支援
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター及び各団体等が独自に作成する資料等の配付

9 静岡労働局が実施する事項

- (1) 新聞等の報道機関、機関紙、ホームページなどを通じての広報
- (2) 県市町、労働災害防止団体、事業者団体等への会員事業場における取組についての依頼
- (3) 労働局長による安全衛生パトロールの実施
- (4) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの労働災害防止団体等と連携しての各事業場での掲示依頼

10 各労働基準監督署が実施する事項

- (1) 労働災害防止団体の分会、労働災害防止協議会及び事業者団体等への会員事業場における取組についての依頼
- (2) 署幹部による安全衛生パトロール等の実施
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの説明会等の機会における配付
- (4) 労働災害多発業種及び事業場等に対して、災害の実態に応じた監督指導等の実施



「静岡県労働局ぬかづけ運動」実施中！

転倒災害を防止しよう！



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など**危険な状態**を見つけ、対策を講じていますか？



かいたん

階段や段差のある場所など、転倒**リスクの高い箇所**に対して対策を講じてしますか？



かたづけ

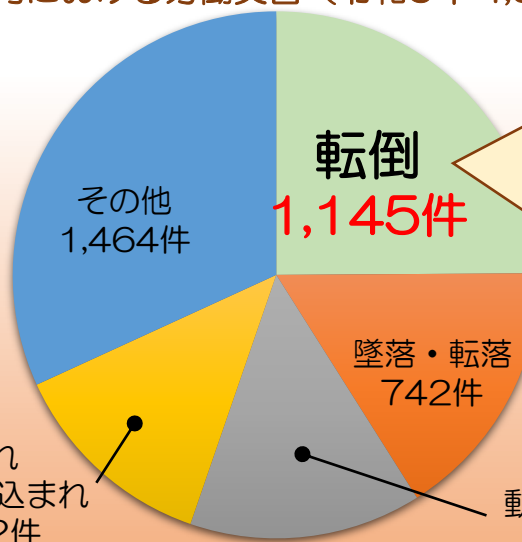
身の回りの整理整頓など、日々、作業への**意識づけ**、教育などを行っていますか？



毎日の運動

ストレッチや転倒予防体操など**運動**を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

静岡県内における労働災害（令和6年 4,598件）



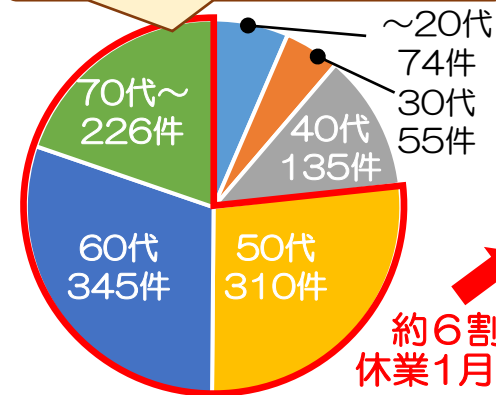
転倒
全体の
24.9%

動作の反動・無理な動作
655件



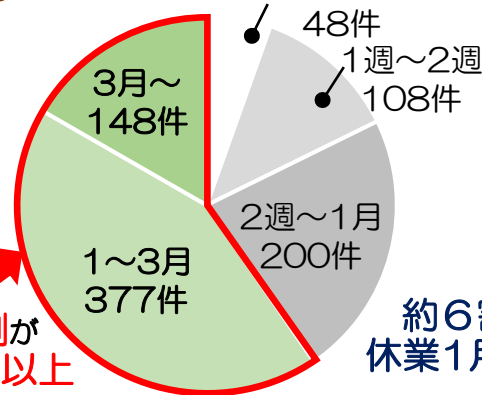
静岡県内では、平成21(2009)年から連続し、転倒災害が「事故の型」ワーストワンとなっています。転倒災害を少しでも減らすため「静岡県労働局ぬかづけ運動」を展開しています。

50代以上が75%以上



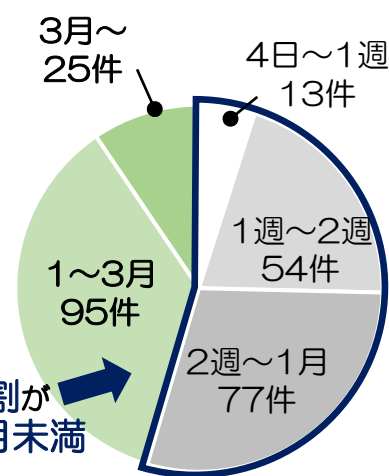
年代別

約6割が
休業1月以上



50代以上の休業期間別

約6割が
休業1月未満



50代未満の休業期間別

転倒災害の75%以上が50代以上で、50代以上の約6割は休業1月以上となっています。

フレイル予防の 3つのポイント

フレイル予防は日々の習慣と結びついています。栄養、身体活動、社会参加を見直すことで活力に満ちた日々を送りましょう。

栄養

食事の改善

食事は活力の源です。バランスのとれた食事を3食しっかりととりましょう。また、お口の健康（口腔ケア）にも気を配りましょう。



フレイル 予防

身体活動

ウォーキング・ストレッチなど

身体活動は筋肉の発達だけでなく食欲や心の健康にも影響します。今より10分多く体を動かしましょう。



社会参加

趣味・ボランティア・就労など

趣味やボランティアなどで外出することはフレイル予防に有効です。自分に合った活動を見つけましょう。



健康状態

Q1 あなたの現在の健康状態はいかがですか

心の健康状態

Q2 毎日の生活に満足していますか

食習慣

Q3 1日3食きちんと食べていますか

口腔機能

Q4 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
固いもの例：きさいか、たくあんなど

体重変化

Q5 お茶や汁物等でむせることがありますか

運動・転倒

Q6 6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか

認知機能

Q7 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか

喫煙

Q8 この1年間に転んだことがありますか

社会参加

Q9 ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか

ソーシャルサポート

Q10 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか

Q11 今日が何月何日かわからない時がありますか

Q12 あなたはたばこを吸いますか

Q13 週に1回以上は外出していますか

Q14 ふだんから家族や友人と付き合いがありますか

Q15 体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか

よい まあよい ふつう	あまり よくない よくない
満足 やや満足	やや不満 不満
はい	いいえ
いいえ	はい
いいえ	はい
いいえ	はい
いいえ	はい
いいえ	はい
はい	いいえ
いいえ	はい
いいえ	はい
吸って いない やめた	吸って いる
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ

出典：厚生労働省「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」（令和元年10月）

テン トウ
10月10日は『転倒予防』の日

○中央労働災害防止協会「STOP！転倒災害プロジェクト」
<https://www.iisha.or.jp/campaign/tentou/index.html>

○一般社団法人 日本転倒予防学会 <http://www.tentouyobou.jp/>

参考

STOP！転倒 検索

※転倒リスクの高い箇所をわかりやすく「ぬかづけ」と提唱したのは「日本転倒予防学会」の前理事長 武藤芳照氏です。

静岡労働局労働基準部健康安全課 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 TEL054-254-6314 【R7.4】

静岡労働局と大塚製薬は包括連携協定を締結し、働く皆様の健康増進を推進しています。

第14次労働災害防止計画の概要

(静岡労働局)

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が
安全で健康に働くことのできる職場環境の実現に向けて

近年、全国的には、労働災害による死亡者数は減少しているものの、県内の死亡者数は建設業を中心に増加しており、労働災害による休業4日以上之死傷者数についても、ここ数年増加傾向にあります。また、労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、外国人労働者の労働災害発生率も高い状況にあります。さらに、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にあります。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した活動の見直し等が必要となっています。

このような状況を踏まえ、静岡労働局では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度とし、5年間にわたり、当局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた静岡労働局第14次労働災害防止計画を策定しました。

計画の期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

計画の 総合的な目標

死亡災害

第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を、5%以上減少させる

死傷災害

2022年と比較して、2027年までに労働災害による休業4日以上之死傷者数を、減少させる

8つの重点事項

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業・建設業・製造業・林業）

労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス・過重労働・産業保健活動）

化学物質等による健康障害防止対策の推進

（化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線）

第14次労働災害防止計画の最重要課題

第13次労働災害防止計画の結果を踏まえ、静岡労働局においては、2023年4月から5年間、以下の4点を最重要課題として取り組むこととする。

- 1 建設業における死亡災害の撲滅
- 2 転倒災害の増加傾向への歯止め
- 3 外国人労働者の労働災害の減少
- 4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

1 建設業における死亡災害の撲滅

目標

建設業の死亡者数について、第13次労働災害防止推進計画期間中の合計数と比較して第14次労働災害防止計画期間中の合計数を**30%以上減少させる（30人以下とする）**。

主要課題

- ・高所からの墜落・転落といった重篤な災害につながりやすい作業環境にある。また、近年、関係労働者の高齢化が進んでいる。
- ・近年、豪雨被害からの復旧工事に伴う死亡災害が目立つ。



目標達成に向けた取組

- ・リスクアセスメントの結果に基づく適切な墜落・転落防止措置及びエイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の定着を図る。
- ・労働災害防止団体をはじめとした関係機関とのより一層の連携を図る。
- ・豪雨等の自然災害が予想される場合には、必要な情報を収集の上、適切なタイミングで労働災害防止の要請、パトロール等を行う。
- ・これまでに発生した死亡災害の分析を行い、同種災害の再発防止対策等を分かりやすく取りまとめた資料を作成し、指導や周知等に活用する。

2 転倒災害の増加傾向への歯止め

目標

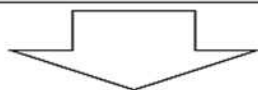
・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率※を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに男女とも**その増加に歯止めをかける**。

転倒による平均休業見込日数を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

※年千人率：1年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合を示すもの

主要課題

- ・社会福祉施設及び小売業における転倒災害の増加が著しい。
- ・高年齢労働者の被災割合が高い。



目標達成に向けた取組

- ・取組の動機付けとなるよう、行動災害による経済的損失の「見える化」を図るとともに、行動災害防止の取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることを広く周知する（社会福祉施設及び小売業の関係事業場が参画するSAFE協議会等の枠組みの活用）。
- ・新たな「静岡労働局めがつけ運動」を展開し、転倒災害防止のための取組について周知啓発を図る。
- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組等の周知を図る。
- ・行動災害の原因、再発防止対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に活用する。

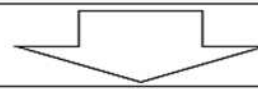
3 外国人労働者の労働災害の減少

目標

外国人労働者の死傷年千人率を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

主要課題

- ・製造業に従事する外国人労働者の被災者数が多い。
- ・玉掛けやフォークリフト業務等において、必要な資格を取得せずに就業制限業務に従事する外国人労働者が散見される。



目標達成に向けた取組

- ・外国人労働者に分かりやすい方法による安全衛生教育や掲示等の「見える化」等の対策を講じるよう、厚生労働省ホームページや関係機関の作成する資料や視聴覚教材の活用を促す。
- ・関係機関と連携し、周知広報用資料の展開を行う。
- ・就業制限業務に従事する外国人労働者の資格取得を徹底させ無資格就労を撲滅させる。

4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

目標

- ・30人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施事業場数の割合を2023年（令和5年）と比較して2027年（令和9年）までに**増加させる**。
- ・50人以上の事業場におけるストレスチェック実施事業場の割合を2027年（令和9年）までに**90%以上**とする。

主要課題

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場は増えているが、50人以上の事業場において、受検率の低い事業場や未実施事業場について、業種間でも差が見られる。
- ・義務付けのない50人未満の事業場の受検率、実施率は未だ低いと思われる。

目標達成に向けた取組

- ・ストレスチェック制度における実施事項を記した「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく取組の推進を図る。
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」等のマニュアル、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」（独立行政法人労働者健康安全機構）等の相談窓口、静岡産業保健総合支援センター等による研修、及び、「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」等のツールの活用を促す。

総合的な目標（再掲）

これらの最重点課題の推進を図ることなどにより、計画期間中に

- ・**死亡災害**については、第14次労働災害防止推進計画期間（2023（令和5）年～2027（令和9）年）中の合計数を、第13次労働災害防止推進計画期間（2018（平成30）年～2022（令和4）年）中の合計数と比較して**5%以上減少させる**。

- ・**死傷災害**については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022（令和4）年と比較して2027（令和9）年までに**減少に転じさせる**。

ことを目標とする。

※ 主要な取組については、アウトプット指標及びアウトカム指標を設定して取組を推進する。

※ 最重点課題以外にも、重篤な災害が多発している業種等の労働災害防止対策、過重労働による健康障害防止対策や化学物質による健康障害防止対策など労働者の健康確保対策を着実に推進していく。